

宇治市第2次人権教育・啓発推進計画

◇令和6年度 実施方針◇

令和6年10月
宇治市人権教育・啓発推進本部

I. 策定の趣旨

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、2006年（平成18年）7月、「宇治市人権教育・啓発推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、2016年（平成28年）3月には、第1次計画を継承・発展させた、「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

第2次計画では、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を構築することを目標とし、今後、本市が実施する、人権教育・啓発の視点及び施策の方向性を示したところです。それを踏まえ、人権教育・啓発の取り組みを推進する上での重点事項を明らかにするため、この実施方針を定めます。

人権教育・啓発の視点

第2次計画における人権教育・啓発は、次の点に留意し、推進していきます。

- ①一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ②共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③生涯学習としての人権教育・啓発
- ④自分のこととして考える人権教育・啓発

II. 人権問題の現状

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であり、いかなる関係においても尊重されるべきものであり、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきました。

近年、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消法」という。）」、また、昨年度には「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下、「LGBT理解増進法」という）」等、人権に関わる重要な法整備が進み、本市においても、「障害者差別解消法」を受けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員の対応要領」、「ヘイトスピーチ解消法」を受けて、「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を策定するとともに*LGBTQ等性的少数者の心の負担を軽減

するために市の申請書等の性別欄の見直しを行うなど、人権尊重社会への取り組みに努めています。

しかしながら、人権をめぐる状況をみると、部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の様々な人権問題が依然として存在しています。さらに、インターネット上での人権侵害、長時間労働・過労死など働き方や労働環境に関わる問題、自然災害が頻発する中で、災害弱者への情報保障を含む配慮や感染症対策を講じた避難所運営のあり方、LGBTQ 等性的少数者が直面する困難等の新たな人権問題も顕在化しています。

*LGBTQ：Lesbian（女性の同性愛者）、Gay（男性の同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（からだところの性が一致しない人）、Questioning/Queer（自分自身のセクシュアリティが分からない・決められない・決めない人）の頭文字を合わせた言葉。ここでは性的少数者の総称として使用している。

Ⅲ．令和5年度実施状況等について

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、感染症法上の5類へと移行したことに伴い、コロナ以前のように制限のない中での人権啓発活動となりました。

人権強調月間及び平和啓発事業として実施している「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」における障害者福祉施設と連携したミニ手話教室は、障害者の人権を啓発する一助となりました。「身近に感じる人権講座」では、全国水平社創立100周年記念映画『破戒』の上映会や、インターネット上の人権侵害をテーマとした講座の開催などにより、多くの方々に参加していただくことができました。この他、各種セミナーにおいても、開催方法やSNSを活用した広報など工夫したことで、人権問題について考える多くの機会を提供することができました。

しかし、長引いたコロナ禍や物価高騰を背景とした様々な困難な課題、情報モラルやメディアリテラシーの不足による新たな事象など、市民生活の中にある人権問題も多様化・複雑化しています。

このような状況の解決に向け、今後も、人権啓発事業により多くの市民に利用・参加してもらうことを通じて、市民交流の促進や人権問題に対する市民の理解を深めることができるよう、引き続き取り組みを推進する必要があります。

Ⅳ．令和6年度実施方針(重点事項を踏まえた取り組みの推進)

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組ん

でいけるようにするための条件整備をすることが大切です。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮し、次の重点事項を踏まえながら、あらゆる場や機会を通して人権教育・啓発を総合的に推進します。

1 重点事項

○ 部落差別（同和問題）

- ・これまでから偏見や差別意識の解消に向けて、人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進してきましたが、平成26年に施行された「部落差別解消法」の理念を踏まえ、国及び府と連携し、部落差別（同和問題）への正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見が解消されるよう、関係各課と連携して、より一層の人権教育・啓発の充実を図るとともに、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取り組みを推進します。
- ・早期の解決を目指して、これまで展開してきた取り組みの成果を踏まえ、現行制度を的確に適用して取り組みを推進します。
- ・人権政策の推進拠点として活用されているコミュニティワークうじ館・こはた館が市民に幅広く活用されることが重要であり、事業等を通して地域のニーズを的確に把握し、住民主体による地域活動の支援など必要な取り組みを推進します。

○ 女性の人権

- ・「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の趣旨にのっとり、「宇治市男女共同参画計画（第5次UJIあさぎりプラン）」を策定し、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・DVの根絶に向け、関係機関との連携を一層強化し、引き続き被害者支援に取り組むとともに、若年層の理解が広まるよう啓発を行い、男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- ・*リベンジポルノやストーカー行為の防止に努め、関係機関と連携して被害者への適切な支援に努めます。
- ・企業等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、関係機関との連携に努めます。
- ・社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援に努めます。
- ・様々な困難を抱える女性が、早い段階で気軽に相談できるよう相談窓口のさらなる周知啓発を行います。

*リベンジポルノ：離婚した元配偶者や元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為

○子どもの人権

- ・「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。
- ・子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、宇治市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組みます。
- ・京都府と連携した「ネットいじめ通報サイト」の開設、学校ネットパトロールを行うほか、インターネットを適切に利用できるよう、教育・啓発等を推進します。
- ・*ヤングケアラーについて、コーディネーターによる専用相談窓口での相談・支援を行うとともに、関係者等への研修・市民理解を深めるための啓発を行います。

*ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

- ・児童ポルノによる被害を根絶するため、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。
- ・学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子供への支援等、総合的な取り組みを推進します。

○高齢者の人権

- ・「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムを構築していきます。
- ・「認知症の人にやさしいまち・うじ宣言」に基づき、認知症への正しい理解を広げるとともに、見守りネットワークの確立、介護サービス基盤の整備等に取り組みます。
- ・高齢者虐待防止の取り組みや成年後見制度の周知を図るとともに、緊急時の措置体制・連携体制を強化します。

○障害のある人の人権

- ・「宇治市障害者福祉基本計画」に基づき、障害のある人の生活に関する広範な施策と事業を推進します。
- ・障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会

をつくれるよう、「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」、「宇治市手話言語条例」に基づき、障害のある人への配慮や正しい知識の普及・啓発を一層推進し、障害のある人とない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員の対応要領」を運用し、業務に従事するすべての職員が適切な対応ができるように努めます。

○外国人の人権

- ・言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識の醸成等、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。
- ・「心の国際化」を推進するとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の理念を踏まえ、国及び府と連携し、人を排斥し、誹謗中傷する行為は許されないという人権意識の高揚を図るため、一層効果的な啓発を実施していきます。
- ・「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を運用し、ヘイトスピーチの防止に努めます。

○感染症・ハンセン病患者等の人権

- ・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）や HIV 感染症、やハンセン病等の感染症、その他の難病に対する正しい知識の普及を推進するとともに、患者やその家族等への差別や偏見をなくすための啓発活動をすすめ、尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取り組みを京都府と連携しながら推進します。

○さまざまな人権問題

●犯罪被害者等の人権

- ・今後も京都府、関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況等に対する市民の理解の促進を図ります。

●ホームレスの人権

- ・厚生労働省の調査等を通じて把握した要保護状態にある人については、速やかに生活保護法を適用し、積極的に自立の助長を促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られるよう取り組みます。
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。

●性的少数者の人権

- ・LGBTQ 等性的少数者に対する社会の理解は十分とは言えず、社会生活のさまざまな場面で差別や偏見を受けることがあることから「LGBT 理解増進法」の

理念を踏まえ、性に多様性があることへの市民の理解を深め、誰もが安心して暮らせるよう理解と認識を広げるための啓発を行うとともに、それらの人々の心の負担を軽減させる施策の推進に努めます。

● その他の人権問題

- ・ 刑を終えて出所した人々が地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、差別や偏見をなくすための啓発の推進に努めます。
- ・ アイヌの人々については、就職や結婚等において差別や偏見が存在しているため、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるためにも、知識の普及及び啓発の推進に努めます。
- ・ 婚外子については、婚外子であることを理由に差別や偏見、就学、就職及び結婚等において不利益な取り扱いを受けることがないよう啓発の推進に努めます。
- ・ 北朝鮮による拉致問題等の解決には、幅広い理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

○ 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる問題

- ・ 児童虐待や自殺の増加、DV、非正規雇用女性の就労問題など、社会的に弱い立場の方への影響が深刻化している状況に対する支援を充実します。
- ・ インターネット上のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、ブログ、掲示板、動画共有サイト等、利用者が情報を発信し形成していくメディアによる人権侵害事象が多発しており、その危険性について市民に周知し、安心してインターネット等を利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)の向上を図ります。また、京都府等と連携し、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。
- ・ 個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守し、個人の権利利益の保護を図ります。また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。
- ・ 身元調査等の目的で戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、「事前登録型本人通知制度」の登録者拡大に向けた啓発等に取り組みます。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

す。また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するには組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。

- ・近年、国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、これに対処していくことが重要な課題となっています。自殺対策を総合的に推進するため「宇治市自殺対策計画」に基づき、*ゲートキーパー養成研修や入門講座を実施し誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

*ゲートキーパー:死にたいほど深刻な悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

- ・災害弱者（女性、高齢者、障害のある人、外国人等）への情報保障や WITH コロナ社会における避難所の分散化や環境整備等、多様な視点に立った運営の取組に努めます。

2 人権教育・啓発に係る取り組み

○計画の推進

- ・推進体制

本市における全庁的な組織として設置している宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

この計画の趣旨を踏まえ、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

- ・国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

- ・計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。この計画に基づく施策を効果的に実施するため、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取り組みを定めた実施方針を策定すると

ともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

○あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

・就学前の教育・保育施設

他者とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

・学校

「学習指導要領」や「第2期京都府教育振興プラン」「学校教育の重点」「第2次宇治市教育振興基本計画」「宇治市教育の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ、差別、特にマスク着用の有無によるものが生じることのないように児童生徒に適切な指導を行います。

・地域社会

基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター等の公共施設を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

生涯学習の視点に立った人権学習の充実のため、人権啓発視聴覚教材の貸出を行います。

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題に対する意識向上を図る研修会を実施します。

・家庭

親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

・企業・職場

「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を踏まえ、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報等の適正な管理等の取り組みが推進されるよう、市内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、情報提供等の支援に努めます。

○人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

・市職員

市職員に対しては、さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、効果的な職員研修を実施します。

- ・消防職員

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を習得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うよう、人権研修に努めます。

- ・教職員・社会教育関係職員

教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、部落差別（同和問題）等さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図ります。

社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

- ・医療関係者

インフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

- ・保健福祉関係者

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実を支援します。

- ・メディア関係者

メディア関係者に対し、その活動を通して市民に対する人権尊重の積極的な働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

○指導者の養成

さまざまな研修機会等を通して、指導者を養成するための取り組みに努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

○人権教育・啓発資料等の整備

対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業、職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

○効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報紙、新聞、ラジオ、インターネット等のメディアを積極的に活用します。

憲法週間（5月1日～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

宇治市人権教育・啓発推進計画令和6年度実施方針

□ 新旧対照表 □

現 行	改 正
<p>[表紙] 宇治市第2次人権教育・啓発推進計画 ◇令和5年度 実施方針◇ 令和5年 月 宇治市人権教育・啓発推進本部</p> <p>I. 策定の趣旨</p> <p>本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、2006年（平成18年）7月、「宇治市人権教育・啓発推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、2016年（平成28年）3月には、第1次計画を継承・発展させた、「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。</p> <p>第2次計画では、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を構築することを目標とし、今後、本市が実施する、人権教育・啓発の視点及び施策の方向性を示したところです。それを踏まえ、人権教育・啓発の取り組みを推進する上での重点事項を明らかにするため、この実施方針を定めます。</p> <p>人権教育・啓発の視点</p> <p>第2次計画における人権教育・啓発は、次の点に留意し、推進していきます。</p> <p>①一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発</p> <p>②共生社会の実現に向けた人権教育・啓発</p> <p>③生涯学習としての人権教育・啓発</p> <p>④自分のこととして考える人権教育・啓発</p>	<p>[表紙] 宇治市第2次人権教育・啓発推進計画 ◇令和6年度 実施方針◇ 令和6年 月 宇治市人権教育・啓発推進本部</p> <p>I. 策定の趣旨</p> <p>同左</p> <p>人権教育・啓発の視点</p> <p>第2次計画における人権教育・啓発は、次の点に留意し、推進していきます。</p> <p>①一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発</p> <p>②共生社会の実現に向けた人権教育・啓発</p> <p>③生涯学習としての人権教育・啓発</p> <p>④自分のこととして考える人権教育・啓発</p>

現 行	改 正
<p data-bbox="225 210 475 241">Ⅱ. 人権問題の現状</p> <p data-bbox="220 300 799 474">人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であり、いかなる関係においても尊重されるべきものであり、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきました。</p> <p data-bbox="220 481 799 768">近年、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消法」という。）」、</p> <hr/> <p data-bbox="220 842 799 1234">等、人権に関わる重要な法整備が進み、本市においても、「障害者差別解消法」を受けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員の対応要領」、「ヘイトスピーチ解消法」を受けて、「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を策定するとともに*LGBTQ 等性的少数者の心の負担を軽減するために市の申請書等の性別欄の見直しを行うなど、人権尊重社会への取り組みに努めています。</p> <p data-bbox="220 1240 799 1744">しかしながら、人権をめぐる状況をみると、部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、*LGBTQ 等性的少数者等の様々な人権問題が依然として存在しています。さらに、インターネット上での人権侵害、長時間労働・過労死など働き方や労働環境に関わる問題、自然災害が頻発する中で、災害弱者への情報保障を含む配慮や感染症対策を講じた避難書経営のあり方などの人権問題も顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響がなお残る中、<u>児童虐待や自殺の増加、DV、非正規雇用女性の就労問題など、社会的に弱い立場の方への影響が深刻化しています。</u></p> <p data-bbox="220 1783 799 1991">*LGBTQ：Lesbian（女性の同性愛者）、Gay（男性の同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（からだところの性が一致しない人）、Questioning/Queer（自分自身のセクシュアリティがわからない・決められない・決めない人）の頭文字を合わせた言葉。ここでは性</p>	<p data-bbox="831 210 1082 241">Ⅱ. 人権問題の現状</p> <p data-bbox="852 300 911 331">同左</p> <p data-bbox="826 481 1406 768">近年、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消法」という。）」、<u>また、昨年度には「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下、「LGBT理解推進法」という）」</u>等、人権に関わる重要な法整備が進み、本市においても、「障害者差別解消法」を受けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員の対応要領」、「ヘイトスピーチ解消法」を受けて、「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を策定するとともに*LGBTQ 等性的少数者の心の負担を軽減するために市の申請書等の性別欄の見直しを行うなど、人権尊重社会への取り組みに努めています。</p> <p data-bbox="826 1240 1406 1632">しかしながら、人権をめぐる状況をみると、部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人_____等の様々な人権問題が依然として存在しています。さらに、インターネット上での人権侵害、長時間労働・過労死など働き方や労働環境に関わる問題、自然災害が頻発する中で、災害弱者への情報保障を含む配慮や感染症対策を講じた避難書経営のあり方、<u>LGBTQ 等性的少数者が直面する困難等の新たな人権問題も顕在化しています。</u></p> <p data-bbox="852 1783 911 1814">同左</p>

現 行	改 正
<p>的少数者の総称として使用している。</p> <p>Ⅲ. <u>令和4年度実施状況等について</u></p> <p><u>令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度においてもコロナ以前の啓発方法ではなく、制限がかかった中で効果的な方法を模索しながらの啓発活動となりました。「身近に感じる人権講座」では、外国人の人権についての啓発のため、ウトロ平和祈念館付近でのフィールドワークを伴う講座を行うなど、近年の人権課題に合わせた啓発活動を実施しました。各種セミナーにおいては、開催方法や、広報について SNS を活用する等工夫したことや、新型コロナウイルス感染症の影響が令和3年度よりも少なかったことなどから、換気・マスク・消毒の徹底など新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施することができ、市民交流の促進や人権問題に対する市民の理解を深めることができました。</u></p> <p><u>今後も、より多くの市民に利用・参加してもらうことで、様々な身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう、引き続き取り組みを推進する必要があります。</u></p> <p>Ⅳ. <u>令和5年度実施方針（重点事項を踏まえた取組の推進）</u></p> <p>人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようになるための条件整備をすることが大切です。そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮し、次の重点事項を踏まえながら、あらゆる場や機会を通して人権教育・啓発を総合的に推進します。</p> <p>1 重点事項 ○部落差別（同和問題）</p>	<p>Ⅲ. <u>令和5年度実施状況等について</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の位置づけが、感染法上の5類へと移行したことに伴い、コロナ以前のように制限のない中での人権啓発活動となりました。</u></p> <p><u>人権強調月間及び平和啓発事業として実施している「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」における障害者福祉施設と連携したミニ手話教室は、障害者の人権を啓発する一助となりました。「身近に感じる人権講座」では、全国水平社創立100周年記念映画「破戒」の上映会や、インターネット上の人権侵害をテーマとした講座の開催などにより、多くの方々に参加していただくことができました。この他、各種セミナーにおいても、開催方法や SNS を活用した広報など工夫したことで、人権問題について考える多くの機会を提供することができました。</u></p> <p><u>しかし、長引いたコロナ禍や物価高騰を背景とした様々な困難課題、情報モラルやメディアリテラシーの不足による新たな事象など、市民生活の中にある人権問題も多様化・複雑化しています。</u></p> <p><u>このような状況の解決に向け、今後も人権啓発事業により多くの市民に利用・参加してもらうことを通じて、市民交流の促進や人権問題に対する市民の理解を深めることができるよう、引き続き取り組みを推進する必要があります。</u></p> <p>Ⅳ. <u>令和6年度実施方針（重点事項を踏まえた取組の推進）</u></p> <p>同左</p> <p>1 重点事項 ○部落差別（同和問題）</p>

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでから偏見や差別意識の解消に向けて、人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進してきましたが、平成26年に施行された「部落差別解消法」の理念を踏まえ、国及び府と連携し、部落差別(同和問題)への正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見が解消されるよう、関係各課と連携して、より一層の人権教育・啓発の充実を図るとともに、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取り組みを推進します。 ・ 早期の解決を目指して、これまで展開してきた取り組みの成果を踏まえ、現行制度を的確に適用して取り組みを推進します。 ・ 人権政策の推進拠点として活用されているコミュニティワークうじ館・こはた館が市民に幅広く活用されることが重要であり、事業等を通して地域のニーズを的確に把握し、住民主体による地域活動の支援など必要な取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左
<p>○女性の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の趣旨にのっとり、「宇治市男女共同参画計画(第5次UJ あさざりプラン)」を策定し、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。 ・ DVの根絶に向け、関係機関との連携を一層強化し、引き続き被害者支援に取り組むとともに、若年層の理解が広まるよう啓発を行い、男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。 ・ リベンジポルノやストーカー行為の防止に努め、関係機関と連携して被害者への適切な支援に努めます。 ・ 企業等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、関係機関との連携に努めます。 ・ 社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援に努めます。 ・ 様々な困難を抱える女性が、早い段階で気軽に相談できるよう相談窓口のさらなる周知啓発を行います。 	<p>○女性の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左

現 行	改 正
<p>*リベンジポルノ：離婚した元配偶者や元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為</p> <p>○子どもの人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。 ・子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。 ・児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、宇治市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組みます。 ・京都府と連携した「ネットいじめ通報サイト」の開設、学校ネットパトロールを行うほか、インターネットを適切に利用できるよう、教育・啓発等を推進します。 ・*ヤングケアラーについて、コーディネーターによる専用相談窓口での相談・支援を行うとともに、関係者等への研修・市民理解を深めるための啓発を行います。 ・*ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども ・児童ポルノによる被害を根絶するため、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。 ・学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子供への支援等、総合的な取り組みを推進します。 <p>○高齢者の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムを構築していきます。 ・「認知症の人にやさしいまち・うじ宣言」に基づき、認知症への正しい理解を広げるとともに、見守りネットワークの確立、介護サービス基盤の整備等に取り組みます。 ・高齢者虐待防止の取り組みや成年後見制度の 	<p><u>同左</u></p> <p>○子どもの人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 <p>○高齢者の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左

現 行	改 正
<p>周知を図るとともに、緊急時の措置体制・連携体制を強化します。</p> <p>○障害のある人の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇治市障害者福祉基本計画」に基づき、障害のある人の生活に関する広範な施策と事業を推進します。 ・障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくれるよう、「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」、「宇治市手話言語条例」に基づき、障害のある人への配慮や正しい知識の普及・啓発を一層推進し、障害のある人となない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員の対応要領」を運用し、業務に従事するすべての職員が適切な対応ができるように努めます。 <p>○外国人の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識の醸成等、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。 ・「心の国際化」を推進するとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の理念を踏まえ、国及び府と連携し、人を排斥し、誹謗中傷する行為は許されないという人権意識の高揚を図るため、一層効果的な啓発を実施していきます。 ・「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を運用し、ヘイトスピーチの防止に努めます。 <p>○感染症・ハンセン病患者等の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）やHIV感染症、ハンセン病等の感染症、その他の難病に対する正しい知識の普及を推進するとともに、患者やその家族等への差別や偏見をなくすための啓発活動をすすめ、尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取り組みを京都府と連携しながら推進します。 <p>○さまざまな人権問題</p>	<p>○障害のある人の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 <p>○外国人の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 <p>○感染症・ハンセン病患者等の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 <p>○さまざまな人権問題</p>

現 行	改 正
<p>●犯罪被害者等の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も京都府や関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況等に対する市民の理解の促進を図ります。 <p>●ホームレスの人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の調査等を通じて把握した要保護状態にある人については、速やかに生活保護法を適用し、積極的に自立の助長を促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られるよう取り組みます。 ・「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。 <p>●性的少数者の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQ等性的少数者に対する社会の理解は十分とは言えず、社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、<u>性</u>に多様性があることへの市民の理解を深め、誰もが安心して暮らせるよう理解と認識を広げるための啓発を行うとともに、それらの人々の心の負担を軽減させる施策の推進に努めます。 <p>●その他の人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人々が地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、差別や偏見をなくすための啓発の推進に努めます。 ・アイヌの人々については、就職や結婚等において差別や偏見が存在しているため、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるためにも、知識の普及及び啓発の推進に努めます。 ・婚外子については、婚外子であることを理由に差別や偏見、就学、就職及び結婚等において不利益な取り扱いを受けることがないよう啓発の推進に努めます。 ・北朝鮮による拉致問題等の解決には、幅広い理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。 <p>○社会情勢の変化等により顕在化してい</p>	<p>●犯罪被害者等の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 <p>●ホームレスの人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 <p>●性的少数者の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQ等性的少数者に対する社会の理解は十分とは言えず、社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、<u>「LGBT理解増進法」の理念を踏まえ、性</u>に多様性があることへの市民の理解を深め、誰もが安心して暮らせるよう理解と認識を広げるための啓発を行うとともに、それらの人々の心の負担を軽減させる施策の推進に努めます。 <p>●その他の人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 <p>○社会情勢の変化等により顕在化してい</p>

現 行	改 正
<p>る人権に関わる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新型コロナウイルス感染症の影響がなお残る中</u>、児童虐待や自殺の増加、DV、非正規雇用女性の就労問題など、社会的に弱い立場の方への影響が深刻化している状況に対する支援を充実します。 ・インターネット上のSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)、ブログ、掲示板、動画共有サイト等、利用者が情報を発信し形成していくメディアによる人権侵害事象が多発しており、その危険性について市民に周知し、安心してインターネット等を利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)の向上を図ります。また、京都府等と連携し、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。 ・個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守し、個人の権利利益の保護を図ります。また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。 ・身元調査等の目的で戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、「事前登録型本人通知制度」の登録者拡大に向けた啓発等に取り組みます。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するには組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。 ・近年、国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、これに対処していくことが重要な課題となっています。自殺対策を総合的に推進するため「宇治市自殺対策計画」に基づき、*ゲートキーパー養成研修や入門講座を実施し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。 ・災害弱者(女性、高齢者、障害のある人、外国人等)への情報保障やWITHコロナ社会における避難所の分散化や環境整備等、多様な視点に立った運営の取組に努めます。 	<p>る人権に関わる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童虐待や自殺の増加、DV、非正規雇用女性の就労問題など、社会的に弱い立場の方への影響が深刻化している状況に対する支援を充実します。</u> ・ 同左

現 行	改 正
<p>*ゲートキーパー：死にたいほど深刻な悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人</p>	<p>* 同左</p>
<p>2 人権教育・啓発に係る取り組み</p> <p>○計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進体制 本市における全庁的な組織として設置している宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。 この計画の趣旨を踏まえ、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。 ・ 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働 関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。 ・ 計画に基づく施策の点検・評価 この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。この計画に基づく施策を効果的に実施するため、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取り組みを定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。 	<p>2 人権教育・啓発に係る取り組み</p> <p>○計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進体制 同左 ・ 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働 同左 ・ 計画に基づく施策の点検・評価 同左
<p>○あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の教育・保育施設 	<p>○あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の教育・保育施設

現 行	改 正
<p>他者とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。</p> <p>・ 学校 「学習指導要領」や「第2期京都府教育振興プラン」「学校教育の重点」「第2次宇治市教育振興基本計画」「宇治市教育の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ、差別、特にマスク着用の有無によるものが生じることのないように児童生徒に適切な指導を行います。</p> <p>・ 地域社会 基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター等の公共施設を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。 生涯学習の視点に立った人権学習の充実のため、人権啓発視聴覚教材の貸出を行います。 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題に対する意識向上を図る研修会を実施します。</p> <p>・ 家庭 親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。 家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。</p> <p>・ 企業・職場 「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を踏まえ、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就業環境の整備、個人情報等の適正な管理等の取り組みが推進されるよう、市内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、情報提供等の支援に努めます。</p>	<p>同左</p> <p>・ 学校 同左</p> <p>・ 地域社会 同左</p> <p>・ 家庭 同左</p> <p>・ 企業・職場 同左</p>

現 行	改 正
<p>○人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員 市職員に対しては、さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、効果的な職員研修を実施します。 ・消防職員 消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を習得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うよう、人権研修に努めます。 ・教職員・社会教育関係職員 教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題(部落差別)等さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図ります。社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。 ・医療関係者 インフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上を図られるよう努めます。 ・保健福祉関係者 保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実に支援します。 ・メディア関係者 メディア関係者に対し、その活動を通して市民に対する人権尊重の積極的な働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。 <p>○指導者の養成</p> <p>さまざまな研修機会等を通して、指導者を養成するための取り組みに努めるととも</p>	<p>○人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員 同左 ・消防職員 同左 ・教職員・社会教育関係職員 同左 ・医療関係者 同左 ・保健福祉関係者 同左 ・メディア関係者 同左 <p>○指導者の養成</p> <p>同左</p>

現 行	改 正
<p>に、市民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。</p> <p>○人権教育・啓発資料等の整備</p> <p>対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業、職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。</p> <p>○効果的な手法による人権教育・啓発の実施</p> <p>人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。</p> <p>人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報紙、新聞、ラジオ、インターネット等のメディアを積極的に活用します。憲法週間（5月1日～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。</p>	<p>○人権教育・啓発資料等の整備</p> <p>同左</p> <p>○効果的な手法による人権教育・啓発の実施</p> <p>同左</p>